

居宅療養管理指導 基本報酬

単位数	※以下の単位数はすべて1回あたり		※介護予防も同じ		
○医師が行う場合	< 現行 >		< 改定後 >		
(1)居宅療養管理指導(Ⅰ) (Ⅱ以外の場合に算定)	単一建物居住者が1人	509単位	➡	単一建物居住者が1人	514単位
	単一建物居住者が2～9人	485単位		単一建物居住者が2～9人	486単位
	単一建物居住者が10人以上	444単位		単一建物居住者が10人以上	445単位
(2)居宅療養管理指導(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料等を算定する 利用者を対象とする場合に算定)	単一建物居住者が1人	295単位	➡	単一建物居住者が1人	298単位
	単一建物居住者が2～9人	285単位		単一建物居住者が2～9人	286単位
	単一建物居住者が10人以上	261単位		単一建物居住者が10人以上	259単位
○歯科医師が行う場合	< 現行 >		< 改定後 >		
	単一建物居住者が1人	509単位	➡	単一建物居住者が1人	516単位
	単一建物居住者が2～9人	485単位		単一建物居住者が2～9人	486単位
	単一建物居住者が10人以上	444単位		単一建物居住者が10人以上	440単位
○薬剤師が行う場合	< 現行 >		< 改定後 >		
(1)病院又は診療所の薬剤師	単一建物居住者が1人	560単位	➡	単一建物居住者が1人	565単位
	単一建物居住者が2～9人	415単位		単一建物居住者が2～9人	416単位
	単一建物居住者が10人以上	379単位		単一建物居住者が10人以上	379単位
(2)薬局の薬剤師	単一建物居住者が1人	509単位	➡	単一建物居住者が1人	517単位
	単一建物居住者が2～9人	377単位		単一建物居住者が2～9人	378単位
	単一建物居住者が10人以上	345単位		単一建物居住者が10人以上	341単位
○管理栄養士が行う場合	< 現行 >		< 改定後 >		
(1)当該事業所の管理栄養士	単一建物居住者が1人	539単位	➡	単一建物居住者が1人	544単位
	単一建物居住者が2～9人	485単位		単一建物居住者が2～9人	486単位
	単一建物居住者が10人以上	444単位		単一建物居住者が10人以上	443単位
(2)当該事業所以外の管理栄養士	(新設)			単一建物居住者が1人	524単位
				単一建物居住者が2～9人	466単位
				単一建物居住者が10人以上	423単位
○歯科衛生士が行う場合	< 現行 >		< 改定後 >		
	単一建物居住者が1人	356単位	➡	単一建物居住者が1人	361単位
	単一建物居住者が2～9人	324単位		単一建物居住者が2～9人	325単位
	単一建物居住者が10人以上	296単位		単一建物居住者が10人以上	294単位

17